

在宅センター瀬名 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恒仁会が開設する在宅センター瀬名（以下「事業所」という。）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第1条 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

2 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行なうものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅センター瀬名
- (2) 所在地 静岡市葵区瀬名 4 7 0 1 - 9 (アハウスレインボー瀬名 1 階)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（他の業務と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。
- (2) 介護支援専門員 員数 1 名以上
介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行なう。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
ただし、祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。

(指定居宅介護支援の内容、提供方法及び利用料等)

第5条 指定居宅介護支援の内容及び提供方法は次のとおりとし、指定居宅

介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 市町村からの委託を受けて行なう訪問調査
- (2) 介護サービス計画の作成
- (3) サービス事業者との連絡と調整、介護保険施設の紹介

2 指定居宅介護支援の提供方法は、

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室あるいは利用者宅等相談に適する場所で行うものとする
- (2) 課題分析票は、課題分析（アセスメント）概要を利用する
- (3) サービス担当者会議は、利用者の自宅、事業所の相談室等を利用するものとする
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は1ヶ月に1回以上行うものとする

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、静岡市（ただし、井川、梅ヶ島地区は除く）の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第7条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成15年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成16年11月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 4月11日から施行する。
この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。